

静岡県告示第879号

看護師勤務環境改善施設等整備事業費補助金交付要綱（平成21年静岡県告示第206号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「へき地」とは、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条第2項に規定する地域</u>、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村<u>並びに</u>へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知）に規定する無医地区等をいう。</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「へき地」とは、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域</u>、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村<u>及び</u>へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知）に規定する無医地区等をいう。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 令和9年3月31日までの間は、改正後の看護師勤務環境改善施設等整備事業費補助金交付要綱第2(4)中「過疎地域、」とあるのは「過疎地域及び同法附則第7条第1項に規定する市町村の区域、」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。